

主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件訂正申立（申立書には「決定に対する異議申立書」という標題が附されているが、その内容は上告棄却の決定に対し訂正を申立てたものである）は末尾添附の書面記載のとおりであるが、右申立は理由がないので刑訴四一七条一項にのつとり裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山	茂	
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎